

徳島県告示第五百八十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

三好市東祖谷菅生四五九の一及び四六〇の一から四六〇の三まで並びに東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二及び九八三